

オピニオン

6月1日に改正消防法が施行された。今回の改正では防災管理を要する災害として「地震」が位置付けられ、高層ビルなどの事務機器類の転倒防止を含む消防計画作成が義務化された。阪神大震災でも転倒した家具で圧死した人が多数出たように、固定化措置は人命を守るうえで極めて重要だ。耐震粘着マットの開発、販売を目的にプロセブンを立ち上げてはや10年。一貫して主張してきたことが法制化され意を強くしている。事実、施行前から事務機メーカー、宿泊施設などからの問い合わせが殺到した。

5階以上の高層建築物、5階から10階で2万平方㍍以上
の建物、さらに地下街も含
まれている。そして防災管
理者の設置や消防計画の作
成なども盛り込まれた。た
だしマソシヨンは対象外と
なった。いずれにせよこの
基準ならば相当数の建築物
が何らかの施策を講じざる
を得ないだろう。

プロセブン社長

小玉誠三

地震対策の定着を目指す



こだま・せいぞう
61年(昭36)広島県立
千代田高校卒。化粧品
会社を経て75年から82
年までソニー教育シス
テム販売社長。83年か
ら94年まで家業の呉服
卸・販売会社の社長を
務め阪神大震災を機に
00年にプロセブンを興
す。広島県出身、66歳。

つて啓発活動を行いたい。全国津々浦々をまわる。いる。が、なかなか地方には資金がないのも事実。義務化されるからには、何とかの形で補助金などの支援策を講じ、認識を高めることが重要である。

私が「口七フ、ノ興^{アシテ}したのは阪神大震災で友人を亡くしたことが一つのきっかけだつた。惨状を目の当たりにし、命の大切さを痛感した。しつかりとした技術に裏付けられた地震対策が定着することを切に願つ。

転倒防止の重要性 認識を

当然の話だが地震は予知

プロセブンの商品は粘着 ていえ
フリード付属切替開閉式

卷之二

事ではないか。

事ではないか。

マットで対象物を固定する
方式で、震度7の地震に耐
打つしかない。実際に阪神

求められる支援策

また、義務化に乗じて、

大震災ではかなりの重量が
あるはずの事務機やテノ
る。まだ創業（日本は幾つ

義務化はわれわれにとって、はるかに風ごとく、開拓する

が、JALも懸念される。